

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宍 栗 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 栗 市 (2 8 2 2 7)	
地域名 (地域内農業集落名)	波 賀 町 上 野 (波賀町上野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第 8 回)	

注 1 : 「地域名」欄には協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲と野菜を作付けおり、生産者はほぼ自作農家である。区画整理が出来ておらず、またほとんどが傾斜地であるため、営農の手間がかかる。
遊休農地が増えており、区域内の農地面積の約 6 割を占めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を中心に作付けるが、高収益作物の栽培も検討する。生産者が耕作できない状況になったときは、近隣の農業者が預かり、遊休農地の発生を防止する。遊休農地は、有効活用する方策を検討し、多面的機能支払事業の長寿命化交付金や市土地改良事業を活用し水路を復旧させる。多面的機能支払事業を活用し、住民総出で、農用地及び農道、水路の保全管理を行う。菜の花やひまわり、コスモスなどの栽培を検討する。棚田景観を活かして農園部による農業体験事業を実施する。バッファゾーンに広葉樹（桜、紅葉）植樹し、公園を整備する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興区域とする。林地化している区域は保全・管理する

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業者が高齢化しており、規模拡大志向の農家も少ないなか、経営継承を受けた農業者や新規就農者が現れたときは、その者に愛して農地を集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
自治会内に、農家を中心に農園部を創設し、以下の取組を行う。 ①高齢や病気により耕作できなくなった農地の把握 ②営農に意欲的な生産者を地域の内外を問わず、「上野ファーマー」として登録 ③上野ファーマーは、耕作が出来なくなった農地を可能な範囲で預かる ④利用調整は、農園部と上野ファーマーが協議して決定する ⑤上野ファーマーの要件は農園部で定める
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ① 箱ワナを設置し、地域の住民による餌付けを行い、猟友会と協力して捕獲を進める。 ⑦ 農業者の負担となっている農地の草刈作業は、多面的機能活動組織の中に創設する予定の「上野草刈保全隊」が中心となて行う。 ⑧ 多面的機能支払事業を活用し、非農家も含めた地域ぐるみで、農道や水路、農地周辺の環境整備を実施する。				